

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 8 条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第 10 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、魚沼市交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、魚沼市交通政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

この規約は、令和8年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号 の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号 の委員	南越後交通バス株式会社 乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティ協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号 の委員	新潟県小出警察署 署長
法第6条第2項第4号 の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、 広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 副会長
	魚沼市自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長